府中市立若松小学校：防災マニュアル概要版令和３年６月

地震や風水害等、大規模な災害が発生した場合、以下の方針に沿って次のような対応をします。

地震

※府中市で震度５弱以上の地震発生

在校中

①教職員の指示で避難する。
※原則として校庭
※状況により校舎内
※学校が危険な場合は広域避難場所へ避難（都立府中の森公園）

②保護者引き渡し
※府中市で震度５弱以上の地震が発生した時は、学校からの連絡の有無に関わらず児童は引き渡しとなります。

【通信可の場合】
携帯メール・学校ホームページで引き渡し下校の実施を連絡する。

【通信不可の場合】
保護者の判断で引き取りに来る。
※固定電話「災害用伝言ダイヤル」（１７１）も活用する予定です。

登下校中

①自宅に帰るか、学校に行く。
※児童自らの判断で行動することになるので、各家庭でどうすべきか相談しておく。

②登校した児童、下校中に戻った児童の安全を確保し保護者に引渡す。
※「在校中」に同じ

夜間・休日

①保護者の責任において児童の安全確保を図る。

②状況に応じて一時避難場所（学校の校庭）に避難する。

③初動要員（市）・緊急対応要員（教職員）等の指示に従う。

〇警戒宣言（大規模地震対策措置法の判定会議）
①登校前に発令された場合は、**そのまま自宅待機**となる。
②在校中に発令された場合は、**引き渡し**とする。
※市役所、消防車、パトカーのサイレン、テレビ等で確認を。
学校から発令に関する連絡は行わない。

◆災害用伝言ダイヤル（１７１）
①固定電話または携帯電話から「171」にダイヤルする。
②案内音声を聞いて2をプッシュする。
③案内音声を聞いて、学校の電話番号を市外局番からダイヤルする。
（042-364-1771）

4 強い勢力を伴った台風が接近した場合
〇府中市が１日前までに避難所開設を決定→休校とする。
〇再開については、学校ごとに判断し、メールで各家庭に連絡する。

風水害

1 翌日、荒天（「暴風警報」など）が予想される場合
〇メールにて学校の対応をお知らせします。「計画運休」によって、登校時刻が変わることもあります。

2 府中市に「暴風警報」「暴風雪警報」または「特別警報」が発表された場合
①　午前７時の時点で発表中→　全市一斉に臨時休校
②　午前７時の時点で解除　→　平常授業
前日に登校時刻の連絡が入っているときはその時刻に登校
③　午前７時以降に発表
・登校前…自宅待機　・登校中…そのまま登校
・在校中…校内待機とし、警報が解除され安全が確認された後下校
※気象・通学路・家庭等の状況により、在校中の個々の児童への対応を決める。
※下校する場合は、状況に応じて集団または引渡し下校とする。
※在校中の対応は、学校配信メールで各家庭に連絡する。

3 府中市に「暴風警報」を伴わない「大雨警報」「洪水警報」等が発表された場合
〇学校や地域の状況に応じて校長が適切な措置を講ずる。夜間・休日の時は、保護者の責任において児童の安全確保を図る。
〇浸水想定区域内の住民に**「高齢者等避難」**が発表された場合、住民避難の対応を行うため、**自宅待機等の判断**を行うことがある。※午前７時までに学校配信メールで連絡。
〇開校中浸水想定区域内の住民に**「高齢者等避難」**が発表された場合、住民避難の対応を行うため、**児童を下校させること**がある。
※平常授業以外の対応をする場合、学校配信メール・学校ホームページで各家庭に連絡する。

※想定されていない状況が起こるのが災害です。上記マニュアルを基本に対応しますが、その時の状況で児童の安全を最優先に判断します。
※保護者への引き渡しについては年度当初に**「児童指導資料」に記入いただいた「緊急時引き取り者名簿」の方に限ります。**
変更・追加がある場合は速やかに担任までお知らせください。**「緊急時引き取り者」が来校できない場合は、学校で児童の保護を続けます。**